

検査の手続きについて

2020.6.15 改正

■ 中間検査について

建築に係る部分の延べ面積が 50 ㎡以上の建築物（仮設等を除く）は、下表の特定工程に達した時に中間検査が必要です。次の順序に従って手続きをしてください。

- 裏面の手続きの流れや別紙を参考に、必要書類を提出してください。
※中間検査の申請前に提出が必要な書類がありますのでご注意ください。
- 検査予定日の2週間前から 10 日前までに検査担当係まで電話連絡し、確認番号で検査日の予約をしてください。
- 検査予定日の4日前から前日までに中間検査申請書に必要図書を添えて提出してください。
※木造の小規模建築物については3日前までの提出をお願いします。

特定工程一覧

- ★ 主要な構造とは床面積の合計が最大のものをいいます。
- ★ 階数 3 以上で共同住宅を含む RC 造等の建築物（建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定が適用されるもの）は、2 回目の中間検査の実施時期が「2 階の床及びはりの配筋完了時」となります（2 階とは建築基準法上の地上 2 階部分です）。なお、横浜市が指定する工程（2 回目）の中間検査はありません。
- ★ 増築をする建築物は、増築に係る部分の構造・規模で規定を適用します。

建物の規模・構造		中間検査回数	特定工程		担当窓口	
			1回目	2回目		
小規模建築物	木造階数2以下 かつ 500 ㎡以下	軸組	1	全軸組緊結完了時	—	指導担当
		2×4		小屋組完了時	—	指導担当
	非木造階数1かつ 200 ㎡以下(混構造含む)					
	主要な構造が木造	軸組	1	木造部分の軸組緊結完了時	—	指導担当
	2×4	小屋組完了時		—	指導担当	
主要な構造が非木造		基礎配筋完了時		—	指導担当	
中・大規模建築物	木造階数3以上 又は 500 ㎡超	軸組	2	基礎配筋完了時	全軸組緊結完了時	指導担当
		2×4		基礎配筋完了時	小屋組完了時	指導担当
	非木造階数2以上又は 200 ㎡超(混構造含む)					
	主要な構造が SRC 造 ・RC 造	階数1	2	基礎配筋完了時	屋根版配筋完了時	構造担当
		階数2以上		基礎配筋完了時	最下階から2つ目の床版配筋完了時	構造担当
	主要な構造が PC 造	階数1	2	基礎配筋完了時	屋根版取付け完了時	構造担当
		階数2以上		基礎配筋完了時	最下階から2つ目の床版取付完了時	構造担当
	主要な構造が S 造		2	基礎配筋完了時	軸組の接合完了時	構造担当
	主要な構造が木造	軸組	2	基礎配筋完了時	木造部分の軸組緊結完了時	指導担当
		2×4		基礎配筋完了時	小屋組完了時	指導担当
主要な構造が認証建築物(※1)		1	基礎と躯体緊結完了時	—	指導担当	
上記以外		1	基礎配筋完了時	—	指導担当	
超高層建築物(高さ 60m超)等(※2)			1	基礎配筋完了時	—	指導担当・ 構造担当
認証建築物(※1)			1	基礎と躯体緊結完了時	—	指導担当

※1 法第 68 条の 25 の規定により国土交通大臣が施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の認定をした建築物を含みます（構造担当、指導担当にお問い合わせください）。

※2 免震建築物で法第 20 条第 1 項第 1 号の規定による認定を受けた建築物を含みます。

■ 特定工程以外の工程指定について

上記の特定工程以外にも、別途工程を指定することがあります（横浜市建築基準法施行細則第 17 条の 4）。その場合は、工程に達する日の 3 日前までに担当窓口までご連絡をお願いします（申請書・手数料は不要です）。

■ 確認済証交付から完了検査までの手続きの流れ ■

手続きの流れ	提出書類	注意事項
<p>確認済証交付</p> <p>←</p> <p>工事着手</p> <p>←</p>	<p>【工事着手 14 日前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事監理者及び工事施工者選任届 <p>【各工事着手7日前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山留め工事施工計画書等 (根切りが3mを超える場合) ○ コンクリート工事施工計画書 (3階以上又は床面積 500㎡以上の建築物) ○ 鉄骨工事施工計画書 (3階以上又は床面積 500㎡以上の建築物) <p>【軽微な変更がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 12 条第 5 項に基づく計画変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選任届の提出先は指導担当です。 ○ 中間検査の申請前に提出が必要な書類については、別紙「建築確認後に提出が必要な書類について」をご覧ください。 ○ 変更の内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更該当するか、計画変更確認に該当するかについて、<u>事前に必ずご相談ください。</u> 計画変更確認に該当する場合は、<u>手続きが終了するまで変更部分の工事に着手することはできませんのでご注意ください。</u>
<p>◆ 中間検査</p> <p>中間検査予約</p> <p>←</p> <p>特定工程終了</p> <p>検査申請</p> <p>←</p> <p>中間検査</p> <p>中間検査合格証交付</p> <p>特定工程後の工事着手</p>	<p>【中間検査予定日の2週間前から 10 日前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話による中間検査予約 <p>【中間検査予定日の4日前から前日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間検査申請書(所定の手数料が必要です) ○ 各種報告書 ○ 委任状等 ※別紙「中間検査受付チェックシート」をご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造の中間検査の検査員は、<u>指導担当が務めますので、予約の際に日程調整をお願いします。</u> ○ 木造の小規模建築物については 3 日前までの申請をお願いします。 ○ 中間検査は、構造・規模・用途により 2 回以上行う場合があります。 ○ 給水装置工事完了届には中間検査合格証の写しが必要です。 ○ <u>中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、後続工程に進むことはできません。</u>
<p>◆ 完了検査</p> <p>完了検査予約</p> <p>←</p> <p>構造完了報告</p> <p>←</p> <p>工事完了</p> <p>検査申請</p> <p>←</p> <p>完了検査</p> <p>検査済証交付</p> <p>使用開始</p>	<p>【完了検査予定日の2週間前から 10 日前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話による完了検査予約 <p>【完了検査の申請まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 完了検査前の構造完了報告 (中間検査を構造担当で行った場合のみ) ※別紙「中間検査時等に確認する書類について」をご覧ください。 <p>【完了検査予定日の7日前から前日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 完了検査申請書(所定の手数料が必要です) ○ 各種報告書 ○ 委任状等 ※別紙「完了検査受付チェックシート」をご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 完了検査の検査員は、<u>指導担当が務めますので、予約の際に日程調整をお願いします。</u> ○ <u>中間検査を構造担当で行った建築物については、完了検査の申請までに構造関係の完了報告を行ってください。</u> 原則として、2 回目の中間検査担当者が報告の確認を行いますので、ご来庁の際はご連絡をいただきますようお願いいたします。 <p>● 中間検査・完了検査は必ず受けなければならない法定検査です。</p>

建築確認後に提出が必要な書類について

中間検査申請前に、以下の書類が提出されているかを確認してください。

■工事に着手する日の14日前までに提出する書類（1部提出）（※1）

<input type="checkbox"/>	工事監理者及び工事施工者選任届
<input type="checkbox"/>	工事監理及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写し または 工事監理業務及び工事施工業務の請負契約締結証明書（※2）
<input type="checkbox"/>	工事監理者の建築士免許証の写し（※3）

※1 確認済証交付から工事着手が13日以内の場合は工事着手前日までに提出してください。

※2 工事監理者、工事施工者と建築主が同じ場合は不要です。

※3 工事監理者が建築士の場合に提出してください。

確認申請時に添付がある場合や建築士データベースの閲覧等により確認できる場合は不要です。

■各工事に着手する7日前までに提出する書類（1部提出）（該当する工事がある場合のみ）

高さが3mを超え5m以下の根切り工事	<input type="checkbox"/>	山留め工事の施工計画概要書
	<input type="checkbox"/>	案内図、山留め平面概要図、断面図
高さが5mを超える根切り工事	<input type="checkbox"/>	山留め工事の施工計画書
	<input type="checkbox"/>	案内図、山留め平面図、山留め断面図
	<input type="checkbox"/>	山留め等の構造計算書（建築物の用途が一戸建ての住宅の場合）
RC造・PC造・SRC造で3階以上又は500㎡以上の建築物のコンクリート工事	<input type="checkbox"/>	コンクリート工事の施工計画書
S造・SRC造で3階以上又は500㎡以上の建築物の鉄骨建方工事	<input type="checkbox"/>	鉄骨工事の施工計画書

■軽微な変更がある場合に提出する書類（正、副1部ずつ提出）（※4）

<input type="checkbox"/>	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届
<input type="checkbox"/>	変更図面（※5）
<input type="checkbox"/>	変更部分に関する説明書、認定書等

※4 計画に変更が生じた場合は、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するか、計画変更確認に該当するかについて、事前に確認申請時の担当者にご相談ください。

計画変更確認に該当する場合には、手続きが終了するまで変更部分の工事に着手することはできませんのでご注意ください（構造計算適合性判定が必要な建築物は、原則として計画変更確認時にも構造計算適合性判定が必要です）。

※5 変更前後の図面又は変更後の図面に変更前の内容を朱書きで記入したものを提出してください。

配置図の変更を含む場合は建築計画概要書の第3面の変更後のものも提出してください。

中間検査時等に確認する書類について

S造・RC造・SRC造の中・大規模建築物は、中間検査で以下の書類を確認しますので、現場事務所等に準備をお願いします(提出は不要です)。

中間検査以降に施工した部分については、完了検査の申請までに工事施工結果の報告をしてください。
(SRC造建築物の場合は、S造とRC造の書類を確認します。)

■鉄骨造建築物の工事施工結果の報告

報告の種類	報告時期
杭または地盤改良工事の施工状況報告書(施工写真含む)	1回目中間検査時
直接基礎による支持層の確認をした場合の結果書類 (床付写真・平板載荷試験結果等)	
ミルシート(鉄筋その他の使用材料)	
鉄筋の外観検査及び圧接試験結果	
梁貫通孔補強(既製品の場合、評定書の写し及び計算書)	
施工記録写真	
ミルシート(鋼材・ボルトその他の使用材料)	2回目中間検査時
鋼材(鉄骨)溶接部の外観検査及び超音波探傷試験結果	
高力ボルトの施工状況写真	
コンクリートの圧縮強度試験結果	
施工記録写真	完了検査の申請まで (中間検査以降に施工した部分がある場合のみ)
ミルシート(鋼材・ボルトその他の使用材料)	
鋼材(鉄骨)溶接部の外観検査及び超音波探傷試験結果	
高力ボルトの施工状況写真	
コンクリートの圧縮強度試験結果	
施工記録写真	

■鉄筋コンクリート造建築物の工事施工結果の報告

報告の種類	報告時期
杭または地盤改良工事の施工状況報告書(施工写真含む)	1回目中間検査時
直接基礎による支持層の確認をした場合の結果書類 (床付写真・平板載荷試験結果等)	
ミルシート(鉄筋その他の使用材料)	
鉄筋の外観検査及び圧接試験結果	
梁貫通孔補強(既製品の場合、評定書の写し及び計算書)	
施工記録写真	
ミルシート(鉄筋その他の使用材料)	2回目中間検査時
鉄筋の外観検査及び圧接試験結果	
梁貫通孔補強(既製品の場合、評定書の写し及び計算書)	
コンクリートの圧縮強度試験結果	
施工記録写真	完了検査の申請まで (中間検査以降に施工した部分がある場合のみ)
ミルシート(鉄筋その他の使用材料)	
鉄筋の外観検査及び圧接試験結果	
コンクリートの圧縮強度試験結果	
施工記録写真	